



損保ジャパン日本興亜



損保ジャパン

平成26年7月

# ファミリー 海外旅行保険

海外旅行総合保険

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

t r a v e l a b r o a d



# 世界を結ぶ、 安心のネットワーク。

ご出発からご帰宅まで、海外旅行中の思いがけないアクシデント。  
こんな時に「海外旅行保険」はお役に立ちます。

海外旅行中のケガや、病気、盗難等のほか、あなたの身の回りで起こった事故にすばやく対処。  
旅行先での安心を海外旅行保険がお届けします。

現地でケガのため入院し、  
家族が駆けつけた

●治療・救援費用保険金



ケガをした

- 治療・救援費用保険金
- 傷害死亡保険金
- 傷害後遺障害保険金



病気になった

- 治療・救援費用保険金
- 疾病死亡保険金



さまざまなアクシデントに  
お役に立ちます

誤って他人の  
ものをこわした

●賠償責任保険金



身の回り品が  
盗難にあった

●携行品損害保険金



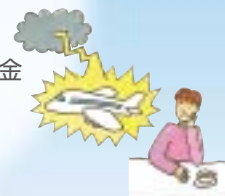
航空会社に寄託した  
手荷物の到着が遅れ、  
身の回り品等を購入した

●旅行事故緊急費用保険金



航空機が遅れた場合に  
宿泊代・食事代等を  
自己負担した

●旅行事故緊急費用保険金



# <ご契約タイプ一覧表>

ご家族ひとりひとりに合ったご契約タイプをお選びいただけます！

【ご契約タイプおよび保険料のご選択方法】

- ①年齢により保険料が異なります(2区分)ので、ご家族それぞれの年齢(※)により、69歳以下の方は左の表を、70歳以上の方は右の表をご確認ください。
- ②ご本人とご家族の保険料は異なりますので、それぞれの保険料をご確認ください。

ただし、ご家族のタイプはご本人の保険金額以下となるようにお選びください。(賠償責任と携行品損害については、ご家族が選ばれたタイプの保険金額にかかわらず、ご本人のタイプの保険金額がご家族共有の保険金額となります。)

※保険期間の初日における満年齢となります。

- ご家族それぞれのご契約
- このパンフレット記載
- 下記のいずれかに該当
  - ・被保険者が保険料
  - ・ご契約者と被保険
- 治療・救済費用保険金
- このタイプには、旅行
- トされています。既往
- 携行品損害については
- 金額が30万円超のタ
- 年齢、引受条件等によ
- 詳しい内容につきまし

## 保険料計算例

保険期間5日間のご旅行で、ご本人(38歳)がF03タイプ、ご家族(35歳)がF06タイプ、ご家族(70歳)がG06タイプをご選択された場合

ご本人(38歳)の保険料 <b>8,130円</b> F03タイプのご本人保険料	+	ご家族(35歳)の保険料 <b>4,470円</b> F06タイプのご家族保険料	+	ご家族(70歳)の保険料 <b>5,340円</b> G06タイプのご家族保険料	=	<b>17,940円</b> <b>合計</b>
--	---	--	---	--	---	-----------------------------

## 69歳以下の方用

ご契約タイプ		F01		F03		F05		F06		F09		F11	
おひとりあたりの 保険金額	傷害死亡・後遺障害	1億円		5,000万円		3,000万円		1,000万円		500万円		-	
	治療・救済費用	無制限		無制限		3,000万円		無制限		2,000万円		1,000万円	
	応急治療・救済費用	300万円		300万円		300万円		300万円		300万円		300万円	
	疾病死亡	3,000万円		2,000万円		2,000万円		1,000万円		500万円		-	
	旅行事故緊急費用	5万円		5万円		5万円		5万円		5万円		5万円	
ご家族で 共有の 保険金額	賠償責任	1億円		1億円		1億円		1億円		5,000万円		5,000万円	
	携行品損害	100万円		50万円		50万円		50万円		30万円		30万円	
合計 保険料	保険期間	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり
	1日まで	6,830円	5,560円	4,710円	3,930円	3,950円	3,170円	3,340円	2,560円	2,670円	2,010円	2,310円	1,650円
	2日まで	7,820円	5,940円	5,380円	4,250円	4,570円	3,440円	3,960円	2,830円	3,200円	2,230円	2,830円	1,860円
	3日まで	8,990円	6,860円	6,240円	4,960円	5,270円	3,990円	4,650円	3,370円	3,760円	2,660円	3,350円	2,250円
	4日まで	9,920円	7,610円	6,990円	5,600円	5,900円	4,510円	5,310円	3,920円	4,300円	3,110円	3,860円	2,670円
	5日まで	11,510円	8,290円	8,130円	6,210円	6,950円	5,030円	6,390円	4,470円	5,210円	3,560円	4,740円	3,090円
	6日まで	12,860円	9,040円	9,080円	6,800円	7,790円	5,510円	7,210円	4,930円	5,910円	3,950円	5,410円	3,450円
	7日まで	13,680円	9,550円	9,710円	7,240円	8,350円	5,880円	7,780円	5,310円	6,360円	4,250円	5,840円	3,730円
	8日まで	14,540円	10,110円	10,330円	7,690円	8,890円	6,250円	8,310円	5,670円	6,810円	4,550円	6,270円	4,010円
	9日まで	15,430円	10,700円	10,980円	8,160円	9,450円	6,630円	8,860円	6,040円	7,270円	4,860円	6,690円	4,280円
	10日まで	16,190円	11,160円	11,550円	8,560円	9,960円	6,970円	9,380円	6,390円	7,720円	5,150円	7,120円	4,550円
	11日まで	17,110円	11,820円	12,210円	9,060円	10,520円	7,370円	9,910円	6,760円	8,150円	5,450円	7,520円	4,820円
	12日まで	17,860円	12,310円	12,790円	9,490円	11,030円	7,730円	10,440円	7,140円	8,590円	5,760円	7,950円	5,120円
	13日まで	18,740円	12,930円	13,440円	9,980円	11,590円	8,130円	10,980円	7,520円	9,030円	6,060円	8,360円	5,390円
	14日まで	19,450円	13,390円	13,990円	10,380円	12,080円	8,470円	11,480円	7,870円	9,440円	6,350円	8,750円	5,660円
	15日まで	20,030円	13,830円	14,460円	10,770円	12,480円	8,790円	11,910円	8,220円	9,810円	6,650円	9,100円	5,940円
	17日まで	20,900円	14,450円	15,170円	11,330円	13,110円	9,270円	12,570円	8,730円	10,380円	7,080円	9,650円	6,350円
	19日まで	22,340円	15,530円	16,260円	12,210円	14,020円	9,970円	13,500円	9,450円	11,130円	7,660円	10,370円	6,900円
	21日まで	23,580円	16,420円	17,250円	12,990円	14,890円	10,630円	14,400円	10,140円	11,900円	8,250円	11,100円	7,450円
23日まで	25,090円	17,580円	18,390円	13,920円	15,850円	11,380円	15,350円	10,880円	12,670円	8,840円	11,820円	7,990円	
25日まで	26,590円	18,700円	19,520円	14,820円	16,810円	12,110円	16,300円	11,600円	13,480円	9,450円	12,570円	8,540円	
27日まで	27,840円	19,500円	20,430円	15,460円	17,570円	12,600円	17,080円	12,110円	14,090円	9,830円	13,150円	8,890円	
29日まで	29,150円	20,350円	21,340円	16,100円	18,360円	13,120円	17,820円	12,580円	14,720円	10,230円	13,740円	9,250円	
31日まで	30,340円	21,090円	22,180円	16,670円	19,120円	13,610円	18,520円	13,010円	15,330円	10,610円	14,330円	9,610円	

契約タイプを選択し、申込書の契約タイプ欄にご記入ください。

のご契約タイプにはすべて「家族旅行特約」がセットされています。賠償責任、携行品損害については、ご家族全体で表記の保険金額を限度とします。ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額または疾病死亡保険金額は他の保険金額等と通算して1,000万円が限度となります。

期間の初日において満15歳未満である場合

親者が異なるご契約において被保険者の同意(署名・捺印)がない場合

保険金額の無制限とは、ケガまたは病気等の事由の発生1回についての支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生涯補償するものではありません。

期間中に既往疾病が急激に悪化した場合に支出した治療費用・救済費用をお支払いする「応急治療・救済費用(疾病に関する応急治療・救済費用補償特約)」がセットされています。疾病がない場合は、ご家族お一人ずつ補償をオーダーメイドすることでこの特約をセットしないことも可能です。

携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を限度としてお支払いします。また、携行品損害の保険タイプを選択された場合、携行品の盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。

お申し込み、お引受けをお断りすることやお引受けの条件を制限することがあります。

詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## ご家族の範囲

ファミリー海外旅行保険にお申し込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、以下の方となります。

ご家族の範囲以外の方が加入された場合、保険金を減額することやお支払いできないことがあります。

- ①ご本人(申込書の本人欄にご記入される方)
- ②ご本人の配偶者(旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。)
- ③ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(※1)
- ④ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(※2)のお子さま

※1 ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※2 これまでに婚姻歴のないことをいいます。

## 70歳以上の方用

ご契約タイプ		G06		G07		G08		G09		G11	
おひとりあたりの 保険金額	傷害死亡・後遺障害	1,000万円		500万円		-		500万円		-	
	治療・救済費用	無制限		無制限		3,000万円		2,000万円		1,000万円	
	応急治療・救済費用	300万円		300万円		300万円		300万円		300万円	
	疾病死亡	500万円		500万円		-		500万円		-	
	旅行事故緊急費用	5万円		5万円		5万円		5万円		5万円	
ご家族で 共有の 保険金額	賠償責任	1億円		1億円		1億円		5,000万円		5,000万円	
	携行品損害	50万円		50万円		50万円		30万円		30万円	
合計 保険料	保険期間	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり	本人	家族1人あたり
	1日まで	3,720円	2,940円	3,600円	2,820円	2,970円	2,190円	3,130円	2,470円	2,750円	2,090円
	2日まで	4,420円	3,290円	4,290円	3,160円	3,610円	2,480円	3,720円	2,750円	3,330円	2,360円
	3日まで	5,230円	3,950円	5,080円	3,800円	4,280円	3,000円	4,390円	3,290円	3,960円	2,860円
	4日まで	6,030円	4,640円	5,870円	4,480円	4,970円	3,580円	5,060円	3,870円	4,590円	3,400円
	5日まで	7,260円	5,340円	7,100円	5,180円	6,080円	4,160円	6,100円	4,450円	5,600円	3,950円
	6日まで	8,120円	5,840円	7,940円	5,660円	6,840円	4,560円	6,830円	4,870円	6,290円	4,330円
	7日まで	8,760円	6,290円	8,570円	6,100円	7,400円	4,930円	7,350円	5,240円	6,800円	4,690円
	8日まで	9,380円	6,740円	9,190円	6,550円	7,930円	5,290円	7,880円	5,620円	7,290円	5,030円
	9日まで	10,010円	7,190円	9,810円	6,990円	8,480円	5,660円	8,410円	6,000円	7,790円	5,380円
	10日まで	10,620円	7,630円	10,410円	7,420円	9,020円	6,030円	8,940円	6,370円	8,300円	5,730円
	11日まで	11,240円	8,090円	11,020円	7,870円	9,540円	6,390円	9,440円	6,740円	8,770円	6,070円
	12日まで	11,850円	8,550円	11,620円	8,320円	10,070円	6,770円	9,960円	7,130円	9,270円	6,440円
	13日まで	12,460円	9,000円	12,220円	8,760円	10,600円	7,140円	10,480円	7,510円	9,750円	6,780円
	14日まで	13,050円	9,440円	12,800円	9,190円	11,110円	7,500円	10,960円	7,870円	10,220円	7,130円
	15日まで	13,570円	9,880円	13,320円	9,630円	11,560円	7,870円	11,410円	8,250円	10,640円	7,480円
	17日まで	14,360円	10,520円	14,110円	10,270円	12,250円	8,410円	12,090円	8,790円	11,290円	7,990円
	19日まで	15,470円	11,420円	15,190円	11,140円	13,200円	9,150円	12,990円	9,520円	12,160円	8,690円
	21日まで	16,550円	12,290円	16,260円	12,000円	14,140円	9,880円	13,910円	10,260円	13,030円	9,380円
	23日まで	17,660円	13,190円	17,350円	12,880円	15,080円	10,610円	14,830円	11,000円	13,910円	10,080円
25日まで	18,790円	14,090円	18,470円	13,770円	16,030円	11,330円	15,790円	11,760円	14,800円	10,770円	
27日まで	19,960円	14,990円	19,620円	14,650円	17,060円	12,090円	16,780円	12,520円	15,740円	11,480円	
29日まで	21,120円	15,880円	20,760円	15,520円	18,060円	12,820円	17,740円	13,250円	16,670円	12,180円	
31日まで	22,000円	16,490円	21,620円	16,110円	18,770円	13,260円	18,430円	13,710円	17,310円	12,590円	

# 楽しい海外旅行をサポートします。

旅行先で事故やトラブルにあったらどうしたらいいの？

世界各地に

① 日本語OK! ② 24時間OK!

のお問い合わせ電話窓口をご用意しております。

## 1 ケガ・病気のお問い合わせは・・・ 「海外メディカルヘルプライン」

### 病院／医師の紹介・予約

治療や入院が必要な場合、最寄りの病院・医師を選定し予約手配をします。また必要に応じて、電話による医療通訳サービスを行います。

### キャッシュレス治療の手配

お客さまが治療費をお支払いする必要がないキャッシュレス治療が可能な病院をご紹介します。この場合、治療費はご紹介する病院へ保険金としてお支払いしますので、現金払い不要です。

### 緊急移送手配

現地での治療が困難な場合、最寄りの医療施設まで緊急移送手配をします。緊急移送には救急車・救急ヘリ・チャーター機等を利用します。

### 退院後の帰国手配

入院された場合、症状が安定し退院許可がございましたら、帰国の手配をいたします。主治医の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配もいたします。

## 手続き簡単、現金不要の「キャッシュレス治療サービス」

手続きはこんなに簡単

「海外メディカルヘルプライン」へ連絡

対応病院窓口で、保険証券（または保険契約証、インシュアランスカード）を提示

当社所定または病院備え付けの請求書に必要事項（証券番号等）を記入

これでOK!  
医師の治療を受けられます



### ご注意

- 海外メディカルヘルプラインにご連絡されず治療を受けた場合、また各国の状況や病院・医師の事情によりキャッシュレス治療にならない場合等の治療費、医師の処方箋により別途購入する薬代は、お客さまに立て替えいただくことがあります。
- 保険証券（または保険契約証、インシュアランスカード）を携帯されていない場合、キャッシュレス治療サービスは利用できません。
- キャッシュレス治療サービスで、実際にかかった治療費用が保険金額を超過する場合は超過部分、またはご加入の海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用（歯科治療、妊娠、出産等に起因する疾病等）については、お客さまのご負担になります。
- ご旅行中は、ご契約の際にお渡しする保険証券（または保険契約証、インシュアランスカード）とポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）を必ずご携帯ください。

## 2 携行品の損害や賠償事故等のお問い合わせは・・・ 「海外ホットライン」

万一の盗難事故や賠償事故等の対処方法、保険金請求手続き等のご相談にご利用ください。



### 手続き簡単、現金不要の「携行品キャッシュレス・リペアサービス」

ご旅行中の事故で破損したお客さまのスーツケース・カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ノートパソコンの修理に際し、引取りから修理・納品までを当社指定の修理会社で行うサービスです。修理代金は当社から直接保険金として指定修理会社へお支払いしますので、お客さまに修理代金を立て替えていただく必要はありません。

※本サービスの対象品は、スーツケース・カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ノートパソコンにかぎります。ただし、対象品であっても一部の製品によっては本サービスの対象とならない場合があります。

※本サービスは携行品補償特約がセットされている場合で、かつ保険金のお支払い対象となるときにご利用いただけます。

※本サービスのご提供は日本国内のみとさせていただきます（対象品の発着送は日本国内にかぎります）。

※本サービスの詳しい内容につきましてはポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）をご確認ください。

## 3 事故以外のことでお困りの時のお問い合わせは・・・ 「海外とらべるサポート」

現地で電話通訳が必要な場合や日本にいるご家族へメッセージを伝えたい場合等、事故以外のことでお困りの際にご利用いただけるサービスです。

### サービスメニュー

電話による通訳サービス

ご家族・ご友人へのメッセージ  
伝言サービス

空港・宿泊施設間の送迎予約・  
手配の代行

航空券・宿泊施設の予約・  
情報提供サービス

パスポート・クレジットカードの  
トラブルに関するご相談

旅行に関する安全情報の提供

※予約・手配等に関わる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客さまのご負担となります。

※本サービスの詳しい内容につきましてはポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）をご確認ください。

※ 特約をセットされていない等、ご契約内容によりご提供できるサービスがかぎられる場合があります。

※ 各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかる場合があります。

※ 「海外メディカルヘルプライン」は「日本エマージェンシーアシスタンス株式会社」および「ウェルビー株式会社」、「海外ホットライン」

および「海外とらべるサポート」は「株式会社プレステージ・インターナショナル」との提携により運営されています。

## お支払いする保険金

旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。

### 1. 傷害死亡保険金

責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

### 2. 傷害後遺障害保険金

責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、各被保険者の傷害後遺障害保険金額を限度とします。

### 3. 治療・救済費用保険金

次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。

#### 【治療費用部分】

被保険者が以下の①～③のいずれかに該当したことにより、以下のア～キ等の費用<sup>(※1)</sup>のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額<sup>(※2)</sup>をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎりず。

#### ＜お支払い対象となる場合＞

- ① 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合
  - ② 責任期間中に発病<sup>(※3)</sup>した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限りず。
  - ③ 責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合
- (※1) 国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。
- (※2) 社会通念上妥当な額とします。なお、カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象なりません。
- (※3) 責任期間開始前から発病したために医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象なりません。ただし、疾病に関する応急治療・救済費用をセットした場合、対象になる場合があります。
- (注) 病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下、治療・救済費用において同様とします。

#### ＜お支払い対象となる主な費用＞

- ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用  
イ. 義手および義足の修理費(ケガの場合のみ)  
ウ. 入院または通院のための交通費  
エ. 治療のために必要な通訳雇人費  
オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用  
カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費  
b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)  
ただし、1回のケガまたは1回の病気につき、a.b.を合計して20万円を限度とします。  
キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。 など

#### 【救済費用部分】

被保険者が以下の①～⑥等のいずれかに該当したことにより、以下のア～キ等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額<sup>(※1)</sup>をお支払いします。

#### ＜お支払い対象となる主な場合＞

- ① 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして入院した場合
- ② 責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。)により入院した場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎりず。
- ③ 責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
- ④ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合
- ⑤ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ⑥ 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合 など

#### ＜お支払い対象となる主な費用＞

- ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用  
イ. 救済者<sup>(※2)</sup>の現地<sup>(※3)</sup>までの航空機等の往復運賃。ただし、入院の場合は継続して3日以上入院をされた場合にかぎりず(被災者<sup>(※4)</sup>1名につき救済者3名分を限度とします。)  
ウ. 当初の旅行行程を離脱した場合、付添者<sup>(※5)</sup>が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための航空機等運賃およびその間の宿泊施設の客室料。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引い

- てお支払いします(宿泊施設の客室料は14日分を限度とします。)  
エ. 現地および現地までの行程における救済者の宿泊施設の客室料。ただし、入院の場合は継続して3日以上入院をされた場合にかぎりず(被災者1名につき救済者3名分を限度とし、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。)  
オ. 治療を継続中の被災者を自国の病院等へ移転するための費用。(ただし、入院の場合は継続して3日以上入院をされた場合にかぎりず。)  
カ. 被災者が死亡した場合の遺体処理費用(被災者1名につき100万円を限度とします。)  
キ. a. 救済者の渡航手続費  
b. 救済者が現地で支出した交通費、被災者の入院・救済に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等(a.b.の費用は、入院の場合は継続して3日以上入院をされた場合にかぎりず。)  
c. 被保険者が現地で支出した交通費、被災者の入院・救済に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等  
ただし、治療費用部分で支払われる費用は除き、a.～c.を合計して40万円を限度とします。
- (※1) 社会通念上妥当な額とします。  
(※2) 現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。ただし、付添者を除きます。  
(※3) 事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。  
(※4) 保険金をお支払いする場合のいずれかに該当した被保険者をいいます。  
(※5) 被災者以外の被保険者をいいます。

### 4. 疾病に関する応急治療・救済費用<sup>※</sup>保険期間31日までのご契約タイプのみ

次に掲げる費用のうち、現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、病気等の事由の発生1回につき、300万円(治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は治療・救済費用保険金額)を限度とします。

#### 【治療費用部分】

責任期間中に既往疾病の急激な悪化<sup>(※)</sup>により医師の治療を受けた場合、治療・救済費用の【治療費用部分】に記載の保険金をお支払いします。

#### 【救済費用部分】

責任期間中に既往疾病の急激な悪化<sup>(※)</sup>により3日以上続けて入院した場合、治療・救済費用の【救済費用部分】に記載の救済費用をお支払いします。

- (※) 海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。  
(注1) 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用にかぎりず。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)  
(注2) 下記の費用等はお支払いの対象なりません。

◇旅行中も支出することが予定されていた透析、義手義足、ペースメーカー、車椅子等その他器具の使用に関する費用 ◇温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ◇あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティック等の費用 ◇運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ◇臓器移植等およびそれと同等の手術等に関する費用 ◇眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関する費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関する費用 ◇毛髪移植、美容上の形成手術等に関する費用 ◇不妊治療その他妊娠促進管理に関する費用 など

### 5. 疾病死亡保険金

以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。

- ① 責任期間中に病気により死亡した場合
- ② 責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎりず。
- ③ 責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

### 6. 賠償責任保険金

責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)を壊したりした等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額<sup>(※)</sup>はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、家族分を合計して賠償責任保険金額を限度とします。

- (※) 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。  
(注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。  
(注2) 賠償金額の決定には、事前に当社の承認を必要とします。  
(注3) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、当社にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

## 7.携行品損害保険金

責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(免責金額(※)はありません。)。ただし、保険期間を通じてお支払いする保険金は、家族分を合計して携行品損害保険金額を限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える場合で、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による保険金の支払額に関して限度額が設定されているとき、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。

(※)支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

(注1)「携行品」とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する、被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、居住施設内(居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。)にある間、携行しない別送品および下記のものは保険の対象に含まれません。

◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇業務の目的のために使用する設備もしくは什器等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具 など

(注2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。

(注3)旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。

(注4)自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。

## 8.旅行事故緊急費用保険金

責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)のため、被保険者が責任期間中に負担を余儀なくされた次の費用(※2)を保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、カ.身の回り品購入費については、別途、旅行事故緊急費用保険金額の2倍を保険期間中のお支払いの限度とします。

＜お支払い対象となる主な費用＞

- ア.交通費
  - イ.宿泊施設の客室料
  - ウ.国際電話料等通信費
  - エ.渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)
  - オ.被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかったサービスの取消料、違約料
  - カ.身の回り品購入費(航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超過して遅れたときに、目的地への到着後、96時間以内に負担した費用にかぎります。) など
- (※1) 予期せぬ偶然な事故は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者(ツアーオペレーターを含みます。)により、発生証明がなされるものにかぎります。
- (※2) 社会通念上妥当な額とします。
- (注) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故・損害額の証明書類等をお持ち帰りください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・病気・損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いできない場合の詳細につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)に掲載している普通保険約款および特約等の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救済費用、疾病に関する応急治療・救済費用、疾病死亡	賠償責任	携行品損害、旅行事故緊急費用
<p><b>【共通】</b> ◇故意または重大な過失◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等◇頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(傷害死亡、疾病死亡は除きます。)</p> <p><b>【治療費用部分(疾病の場合)、疾病死亡】</b> ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為◇歯科疾病◇妊娠、出産、早産または流産など</p> <p><b>【傷害死亡、傷害後遺障害、治療費用部分(ケガの場合)】</b> ◇自殺行為、犯罪行為または闘争行為◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転◇妊娠、出産、早産または流産◇脳疾患、疾病または心神喪失など</p> <p><b>【救済費用部分】</b> ◇自殺行為(※1)、犯罪行為または闘争行為◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ◇麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転◇妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、もしくは歯科疾病による入院など</p> <p><b>【疾病に関する応急治療・救済費用】</b> ◇責任期間終了後に既往疾病の治療を開始した場合◇既往疾病の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合◇海外旅行開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合など</p> <p>(注) 上記のほか、治療費用・救済費用それぞれについて、【治療費用部分(疾病の場合)】および【救済費用部分】の保険金をお支払いできない事由を適用します。</p>	<p>◇故意◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等◇被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任◇被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任◇心神喪失に起因する損害賠償責任◇航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任◇被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(※2)など</p>	<p><b>【共通】</b> ◇故意または重大な過失◇戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等◇無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害</p> <p><b>【携行品損害】</b> ◇携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害◇置き忘れまたは紛失◇偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故◇国等の公権力の行使(※3)など</p> <p><b>【旅行事故緊急費用】</b> ◇法令違反◇妊娠、出産、早産または流産◇頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの◇地震、噴火、またはこれらによる津波など</p>

(※1) 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときは、【救済費用部分】の保険金をお支払いします。

(※2) 次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。

- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキー、客室外のセイフティボックスのキーを含みます。)
- ・居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)
- ・賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品

(※3) 火災消防または避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。

## ご契約時における注意事項

### ＜商品の仕組み＞

ファミリー海外旅行保険は、海外旅行総合保険普通保険約款に家族旅行特約と各種特約をセットしたものです。

### ＜申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)＞

■申込書にご記入いただく内容は、当社が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

■ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞ この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者全員の生年月日
- ★旅行行程中に従事する職業・職務
- ★現在の既往症や持病等の健康状態
- ★現在の日本国外における居住(永住権または市民権を持って居住されていることをいいます。)の有無
- ★他の保険契約等の加入状況

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### ＜死亡保険金受取人の変更について＞

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いいたします。

### ＜ご契約者以外に保険の対象となる方がいらっしゃる場合＞

ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

### ＜保険期間について＞

保険期間は、旅行行程にあわせて設定してください。保険期間中であっても、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

### ＜保険料について＞

■保険料は被保険者の年齢、保険金額、保険期間等により決定されます。なお、旅行先で危険なスポーツ(たとえばピッケル等の登山用具を使用する山岳登山・ハングライダー搭乗等)等をされる場合は所定の割増保険料が必要です。あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただけない場合、保険金を減額することや、お支払いできないことがあります。最低保険料は1,000円です。

■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払等となります。

### ＜ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について＞

当社は、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。

損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

### ＜補償の重複について＞

「賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」等を複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額を確認し、セットの可否をご検討ください。

## ご契約後における注意事項

### <保険証券>

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご照会ください。

### <契約締結後における留意事項(通知義務等)>

#### (1) 職業または職務を変更された場合

保険証券等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または当社までご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求いたします。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除いたしますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフェリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

#### (2) 住所または通知先を変更された場合

保険証券等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または当社までご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

#### (3) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または当社までご通知ください。

#### (4) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または当社までご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

### <解約と解約返れい金>

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社にお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。お支払いいただいた保険料の合計額と解約返れい金の差額が最低保険料を下回る場合は、お支払いいただいた保険料の合計額と最低保険料の差額を返還または請求します。

## その他の注意事項

### <保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

### <複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

### <個人情報の取扱いに関する事項>

当社は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、当社公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または当社までお問い合わせ願います。

### <代理店の役割について>

取扱代理店は当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## <用語のご説明>

このパンフレットにおいて、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
既往疾病	責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病をいい、妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。
責任期間	保険期間中、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

## お客さま向けインターネットサービス

### マイページ

こんな便利な ◆契約内容・事故対応状況のご照会  
機能が使えます。 ◆お取引のある代理店への保険相談

(注)マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。マイページについては当社公式ウェブサイトをご覧ください。

### 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」】◆おかけ間違いにご注意ください。



0570-022808

<通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
【受付時間】平日午前9時15分～午後5時(土・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)  
【インターネットホームページアドレス】<http://www.sonpo.or.jp/>

## <万一、事故にあわれたら>

■保険金をお支払いする事由が発生した場合は、ただちに当社または取扱代理店までご通知ください。保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず当社にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に当社の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、当社にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

■被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち当社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

★このパンフレットは「海外旅行総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等をご覧ください。

なお、ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先